2027年度からのしずおか地域クラブ活動
～①しずおか地域クラブ活動の具体的な制度等～

静岡市では、2026 年３月に「しずおか地域クラブ活動運営方針」（以下「運営方針」という。）を策定しました。

この運営方針に基づき、2027 年４月からの「しずおか地域クラブ活動」の具体的な制度や活動内容を決定しましたので公表します。

【用語の定義】
・しずおか地域クラブ活動：部活動に代わる静岡市の地域クラブ活動の制度名。
・地域クラブ（地域指定種目クラブ・個別認定クラブ）：種目ごと（サッカー、野球など）の個別のクラブ。
　【例】Ａ・Ｂ地域サッカークラブ、Ｃ中地域野球クラブ

１　しずおか地域クラブ活動の基本的な考え方

（１）目指す姿

・静岡市では、市立中学校の生徒数が 2015 年から 2025 年までの 10 年間で 16,389 人が 14,035 人になり、2,354 人減少し、今後も減少が見込まれています。

・この少子化による生徒数の減少や部活動への加入割合の減少により、「中学校に入学してもやりたい部活動がない」「部員が集まらなくて試合ができない」といった状況が生じてきており、これまでの学校単位での部活動を維持することが難しくなっています。

・このため、静岡市では、「中学校」における部活動に代わり、従来の枠組みに捉われない新たな活動の場として「しずおか地域クラブ活動」を実施することとしました。

・「社会の人材」と学校施設などの市が保有する「施設」を最大限活用し、市民や民間企業・団体の皆様と共働することにより、少子化が進む中でも中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を確保します。

（２）「しずおか地域クラブ活動」への転換時期

・静岡市では、2027 年９月に、平日・休日ともにしずおか地域クラブ活動に転換します。

・一部の地域クラブについては、2027 年４月から試行的に実施します。

・しずおか地域クラブ活動は、将来的には世代を超えて参画できるよう発展させていきます。

２　しずおか地域クラブ活動の具体的な制度及び活動内容

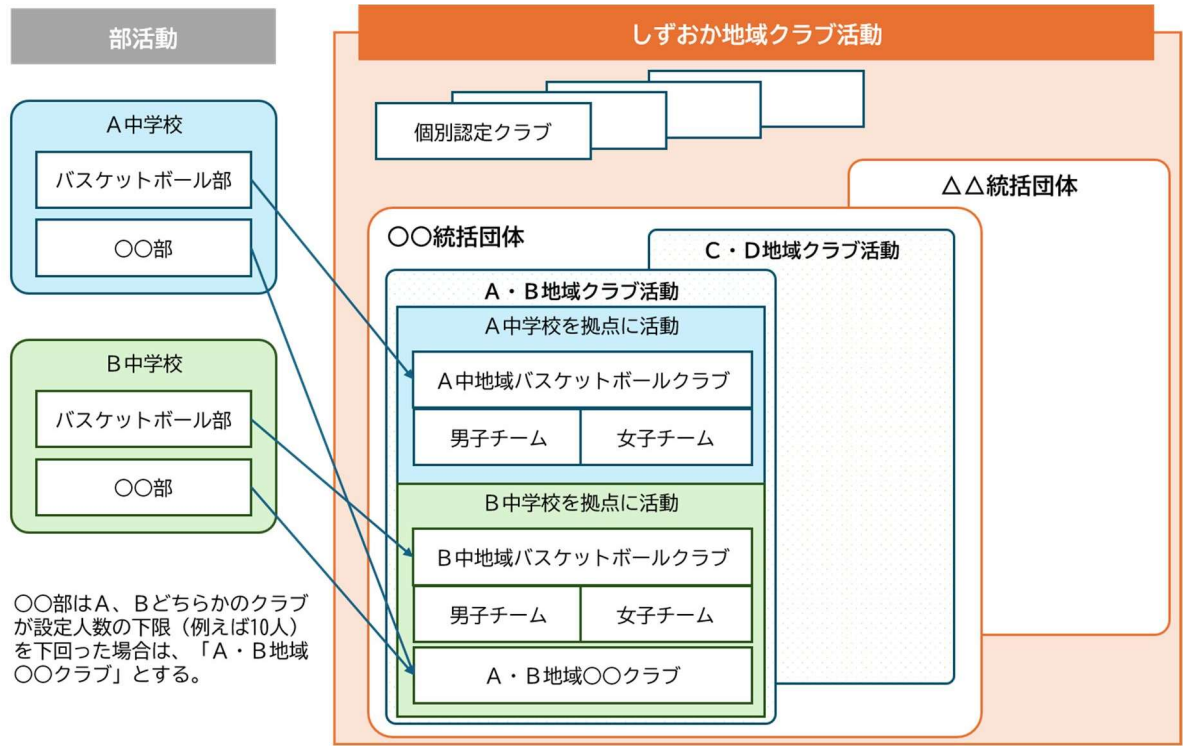
（１）地域指定種目クラブと個別認定クラブ

・部活動からしずおか地域クラブ活動への転換後も、部活動と同様の種目に取り組むことができ、さらに部活動になかった種目も選択できるようにします。このため、しずおか地域クラブ活動に「地域指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の２種類を設けます。

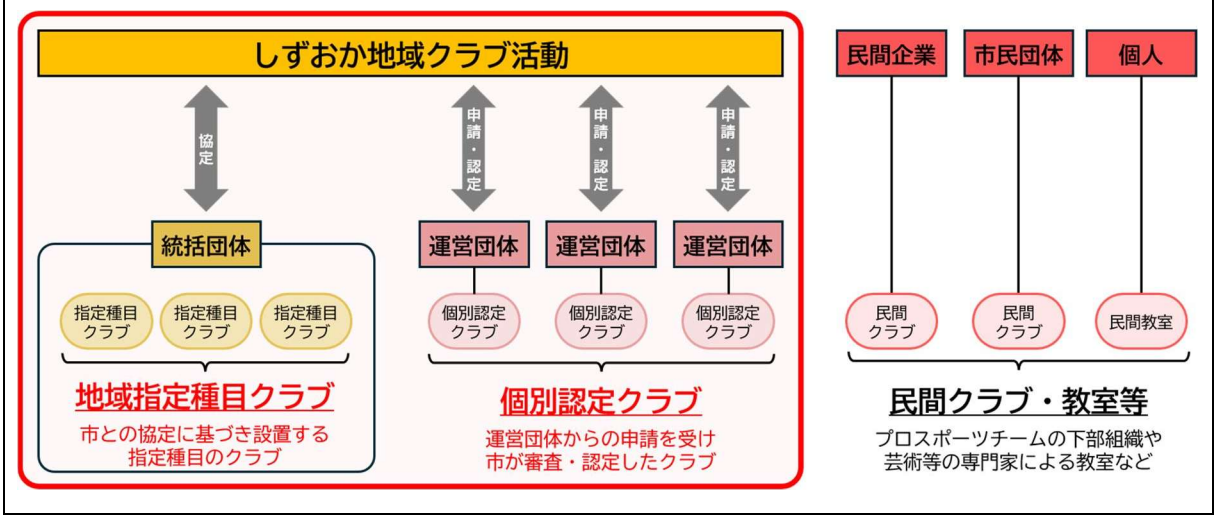
・地域指定種目クラブは、クラブ運営を安定的かつ効率的に行うことで、確実に中学生の

活動の場を確保できるよう、複数の地域指定種目クラブを統括して運営する団体（統括団体）と市が協定を結ぶことにより設置します。

≪「各中学校の部活動」から「しずおか地域クラブ活動」への転換≫



≪しずおか地域クラブ活動実施体制≫



ア　地域指定種目クラブ

①地域指定種目クラブの設置の考え方

・地域指定種目クラブの活動範囲として、近隣の２～３中学校区をまとめた「エリア」を設定します（詳細は別紙１参照）。

・地域指定種目クラブは、次の考え方に基づき、どのように設置するかをエリアごとに検討します。

≪地域指定種目クラブの設置の考え方≫

〇種目ごとに地域指定種目クラブの人数の下限を別紙２のとおり設定します。

〇試合形式の練習ができるなど、地域クラブの活動内容が充実したものになるよう、各種目の基本的なチームの人数を２倍した人数を「設定人数の下限」としています。中学校ごとの参加希望者数がこの人数以上の場合は、中学校単位で地域クラブを設置します。

〇ただし、参加希望者数が「設定人数の下限」に満たない中学校がエリア内にある場合は、そのエリア内の他の中学校を拠点とする地域クラブに参加してもらいます。

〇なお、上記の考え方を原則としますが、実際の地域クラブの設置に当たっては、2027 年度は、現在の部活動の実態（エリア制部活動を実施しているなど）も踏まえて柔軟に対応します。

≪例：A中・B中で構成する「A・Bエリア」の場合≫

各地域指定種目クラブの参加希望者数（例）

	種目 （設定人数の下限）	サッカー （22 人）	野球 （18 人）	・・・
A・B エリア	A中	34 人	10 人	↓B 中に参加 （31 人）
	B中	25 人	21 人	

サッカー

・サッカーのチームの人数は 11 人（基本的なチームの人数）であるため、「設定人数の下限」はその２倍の 22 人です。

・参加希望者数は、A中が 34 人、B中が 25 人で、どちらも「設定人数の下限」を超えています。

・この場合はA中、B中別々に地域サッカークラブを設置することとなります。よって「A中サッカー地域クラブ」と「B中サッカー地域クラブ」の２クラブができます。

野球

・野球のチームの人数は９人（基本的なチームの人数）であるため、「設定人数の下限」はその２倍の 18 人です。

・参加希望者数は、A中が 10 人、B中が 21 人で、A中は「設定人数の下限」を下回っています。

・この場合はエリア単位で地域クラブを設置することとなりますので、「A・B野球地域クラブ」の１クラブができます。

②必須指定種目

・次の 11 種目を「必須指定種目」とし、３年を目途に見直します。

①サッカー　②バスケットボール　③バレーボール　④ダンス　⑤バドミントン
⑥陸上　⑦野球　⑧ソフトテニス　⑨卓球　⑩総合スポーツ（注１）⑪吹奏楽

注１：総合スポーツ…特定の種目だけではなく、複数のスポーツ種目に取り組むもの。

・なお、2026 年３月 25 日の市長定例記者会見では、指定種目に美術を含めていました。しかし、美術部の活動内容が多種多様であることがわかったため、検討の結果、多種多様な活動が広く展開されるよう、美術部を個別認定クラブとして認定することとしました。

③選択指定種目

・「必須指定種目」に加え、次に掲げる 11 種目のうちから１種目以上を「選択指定種目」として選択し、当該種目のクラブを各エリアに設置します。

・どの種目を選択するかは、各エリアの地域性や学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。（設立人数の下限については、市と統括団体が個別に協議し決定します。）

剣道　柔道　ハンドボール　フットサル　空手　硬式テニス　ソフトボール 新体操　　ドッジボール　体操　ラグビー

イ　個別認定クラブ

・民間企業・団体等が任意で設置したクラブで、市から認定を受けたものを「個別認定クラブ」とします。

・個別認定クラブとして認定するのは、必須指定種目以外のクラブとします。選択指定種目は認定対象とします。（設立人数の下限については、市と運営団体が個別に協議し決定します。）

（２）中山間地における地域クラブ活動

・中山間地の中学校７校（大河内、玉川、井川、藁科、大川、小島、両河内）における地域クラブについては、各学校単位で実施します。

・地域団体（例：地域学校協働本部、学校等体育施設利用運営協議会、地域で活動しているスポーツ団体、地域にある総合型スポーツクラブ）が主体となって運営できる仕組みづくりを進めます。

・地域団体が主体となって運営する仕組み以外にも、地域の実情に応じて、民間企業・団体等への委託も含めて体制整備を進め、中学生の活動機会を確保します。

（３）活動日数・活動時間

・地域指定種目クラブの活動日数は、現行の部活動の活動日数や小・中学生を対象に実施したアンケートの結果を勘案し、原則として週３日（平日２日、土日１日）とします。

・個別認定クラブの活動日数は、国が定めるガイドラインに従い、週当たり５日以内（平日４日以内、土日１日以内）とします。

・長期休業中（夏季休業（お盆休み）・冬季休業（年末年始））に、一週間程度の休養期間を設定します。

・活動時間は、地域指定種目クラブ、個別認定クラブともに平日１日当たり２時間、土日１日当たり３時間を目安とします。

・各日の活動（片付け含む）について、開始時刻は活動日や活動場所となる中学校によって異なりますが、終了時刻は、遅くとも平日は 19 時まで、休日は 18 時までとします。

（４）活動場所

・地域指定種目クラブの活動場所は、エリア（別紙１参照）単位で地域クラブを設置する場合は、原則としてエリア内のいずれかの中学校とし、今後統括団体や学校との協議によって決定します。

・個別認定クラブについては、学校施設だけでなく、公共のスポーツ・文化施設や民間事業者等が有する施設を活用します。

（５）活動場所までの移動手段

・自分が通う中学校以外が活動場所となった場合は、放課後に徒歩や自転車で移動していただくこととなります。

・現在、中学校には徒歩で通学することが原則となっていますが、通っている中学校や活動場所となる中学校と自宅の距離が離れている場合、中学生にとって移動が大きな負担となることが考えられます。

・また、自校が活動場所となっており、授業終了時から地域クラブの開始までに時間がある場合、その間に事故や怪我等が起こる可能性があります。

・これらの課題については、現在教育委員会と対応策を検討していますので、決定し次第お知らせします。

（６）費用

ア　地域指定種目クラブにおける保護者負担金

・地域指定種目クラブの保護者負担金は、参加生徒一人当たり月額4,000円を上限とし、その範囲内で市と統括団体が協議して種目ごとに決定します。各クラブの維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額とします。

・同じ種目であるにもかかわらず、統括団体が異なるために保護者負担金に大きな差が生じることがないよう、市と各統括団体との間で協議します。

・必要に応じて、毎月の保護者負担金とは別に、臨時的に経費の負担が必要となる可能性があります。その経費については、市が適切な内容であるかどうかを確認します。

イ　個別認定クラブにおける保護者負担金

・個別認定クラブの保護者負担金については、特に市が金額の上限や目安を設けることはしませんが、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額とします。

ウ　参加者の保険加入に係る費用

・地域クラブの参加者については、地域指定種目クラブ・個別認定クラブともに静岡市が取りまとめて保険に加入することとし、その保険料は市が負担します。

エ　経済的困窮世帯の生徒への支援

・経済的困窮世帯の生徒が地域クラブに参加する場合は、保護者負担金の一部を市が助成します。対象となる生徒や助成金額等については検討中であるため、後日お知らせ

します。

（7）指導者

・地域クラブの指導者として、現在の部活動指導員や各種目団体（サッカー協会、野球連盟など）の関係者、民間企業・団体等で勤務されている地元の方、市内の大学生などに参画いただくことを想定しています。

・静岡市立小・中学校の教職員も、希望する人は兼業許可の手続を取って指導者として参画することが可能です。その場合は、他の指導者と同様に適正な報酬を得ることができます。より多くの教職員に参画していただけるよう、教育委員会と連携して積極的に働きかけます。

・指導者の質を担保するため、地域クラブに従事する予定の指導者に対し、中学生年代への接し方や活動中の事故防止、トラブル発生時の現場対応などに関する研修（市が実施）の受講を義務付けます。

・研修の実施に当たっては、オンラインで受講できる環境を整え、より多くの地域人材に地域クラブの指導者として参画していただけるようにします。

（8）大会等

ア　中学校総合体育大会

・市が認定した地域クラブ（地域指定種目クラブ及び個別認定クラブ）は、2027 年度から従来の中学校の部活動と同じように、中学校総合体育大会（通称「中体連の大会」）に参加できることが決定しました。

・したがって、しずおか地域クラブ活動への転換後も、これまでどおり中学校総合体育大会に参加できます。

イ　各種目団体が主催する大会等

・各種目団体では、しずおか地域クラブ活動の情報を踏まえ、しずおか地域クラブ活動転換後の大会等の在り方（大会等の開催方法、開催回数、出場資格など）について検討していただいています。

・引き続き静岡市と各種目団体が情報共有を密にして連携し、地域指定種目クラブ、個別認定クラブともに大会等へ参加する機会を確保できるよう、協議・調整していきます。

（9）地域クラブ活動に参加しやすい環境整備

・地域指定種目クラブ・個別認定クラブの検索から参加申込までがワンストップでできるポータルサイトの構築、また活動開始後の練習日程の連絡調整や練習への出欠報告などが簡単にできる連絡調整アプリの導入など、中学生が地域クラブ活動に参加しやすい環境を市が整えます。

３ しずおか地域クラブ活動への参加の流れ

（１）しずおか地域クラブ活動の詳細公表（2026 年 11 月中）

・11 月中に、2027 年度に実施するしずおか地域クラブ活動の統括団体名、活動場所、活動時間、保護者負担金などを市ホームページで公表します。

・公表内容は、各小・中学校を通して小・中学生とその保護者の皆様に確実にお知らせするとともに、市ホームページに掲載します。

・地域クラブへの参加を希望する小・中学生とその保護者の皆様は、この公表内容を御確認いただき、地域クラブ活動への参加をご検討ください。

・現在の中学２年生（2027 年度の中学３年生）も、希望する方は地域クラブに参加し、2027 年９月以降も活動を継続することができます。

・４月から試行的に活動を開始する地域クラブにどのようなものがあるかについても、11 月中にお示しします。

（２）しずおか地域クラブ活動の説明会（2027 年１月～２月）

・１月から２月にかけて、現在の小学６年生（2027 年度の中学１年生）とその保護者を対象に各中学校で実施する入学説明会の中で、しずおか地域クラブ活動に係る説明を行う予定です。

（３）参加申込から活動開始【４月から試行的に実施する地域クラブ】（2027 年１月～４月）

・2027 年４月から試行的に実施する地域クラブの参加者募集を、１月から２月にかけて行います。

・参加申込はオンラインで行っていただくことを想定しています。詳細は１月初旬までに各小・中学校を通じてお知らせします。

・参加が決定しましたら、各地域クラブを運営する団体から直接参加者に通知される予定です（３月頃）。その後、地域クラブごと必要に応じて説明会が開催されます。

（４）参加申込から活動開始【９月から本格実施する地域クラブ】（2027 年５月～９月）

・2027 年９月から本格実施する地域クラブの参加者募集を、５月から６月にかけて行います。

・参加申込はオンラインで行っていただくことを想定しています。詳細は４月頃に中学校を通じてお知らせします。

・参加が決定しましたら、各地域クラブを運営する団体から直接参加者に通知される予定です（７月頃）。その後、地域クラブごと必要に応じて説明会が開催されます。

（５）現在の部活動と地域クラブ活動への参加（2027 年４月～８月）

・現在部活動に参加している中学１，２年生は、2027 年８月 31 日まで部活動を継続できます。９月以降は、引き続き同じ種目の地域クラブ活動に参加するか、別の種目に挑戦するかなどを選択することができます。

・また、現在部活動に参加していない中学生も、やってみたい地域クラブ活動があればぜひ参加してください。

・現在の小学６年生は、①４月から８月まで部活動に参加し、９月から地域クラブ活動に参加する、②４月から一部試行的に実施する地域クラブ活動に参加する、③その他（民間クラブ・教室に入るなど）を選択することができます。

・なお、部活動については、入学後に各中学校において詳しい案内があります。

４ 今後のスケジュール

2026 年 11 月中	2027 年度しずおか地域クラブ活動の詳細（統括団体名、活動場所、活動時間、保護者負担金など）公表
2027 年１月～２月	４月から試行的に実施するしずおか地域クラブ活動の参加者募集
2027 年４月	しずおか地域クラブ活動の一部試行的実施スタート
2027 年５月～６月	９月から本格実施するしずおか地域クラブ活動の参加者募集
2027 年９月	しずおか地域クラブ活動の本格実施スタート

担当：総合政策局　総合政策課(054-221-1612)

別紙１

エリアの区分け

	No.	中学校名	クラブ名(仮称)
葵区	1	城内中　東中	城内・東（種目名）地域クラブ
	2	安東中　観山中	安東・観山（種目名）地域クラブ
	3	西奈中　竜爪中	西奈・竜爪（種目名）地域クラブ
	4	美和中　賤機中	美和・賤機（種目名）地域クラブ
	5	籠上中　末広中	籠上・末広（種目名）地域クラブ
	6	安倍川中　服織中	安倍川・服織（種目名）地域クラブ
駿河区	7	大里中　中島中	大里・中島（種目名）地域クラブ
	8	長田西中　長田南中 城山中	長田西南・城山（種目名）地域クラブ
	9	南中　高松中	南・高松（種目名）地域クラブ
	10	豊田中　東豊田中	豊田・東豊田（種目名）地域クラブ
清水区	11	清水第一中　清水第二中	清水一・二（種目名）地域クラブ
	12	清水第三中　清水第四中 清水第五中	清水三・四・五（種目名）地域クラブ
	13	清水第七中　清水第八中	清水七・八（種目名）地域クラブ
	14	清水第六中　清水飯田中	清水六・飯田（種目名）地域クラブ
	15	清水袖師中　清水庵原中 清水興津中	清水袖師・庵原・興津（種目名）地域クラブ
	16	蒲原中　由比中	蒲原・由比（種目名）地域クラブ

静岡市立中学校位置図

中山間地の中学校７校（大河内、玉川、井川、藁科、大川、小島、両河内）における地域クラブ活動については、各学校単位で実施することとし、地域団体が主体となって運営できる仕組みづくりを進めています。



※左表の網掛けは範囲が広いエリア（自転車による中学校間の移動時間が15分以上）です。このについては活動場所を交互にするなど、中学生の移動負担を軽減するための対策を講じます。

別紙２

地域指定種目クラブにおける設定人数の下限について

・地域指定種目クラブの参加者を募集した結果、想定より参加者が少なくなってしまうことが考えられます。特に団体種目においては、チーム編成や大会参加のための人数を満たさなくなる可能性があります。
・参加者人数によっては、試合や大会に参加できなくなったり、活動内容が制限されたりして、子どもたちが継続して充実した活動ができる環境ではなくなる恐れがあります。
・個人種目においても、活動の継続性や指導者の確保などの観点から一定程度の参加者数が必要だと考えられます。
・そのため、下表のとおり種目ごとに設定人数の下限の目安を設けます。
・ただし、部活動からしずおか地域クラブ活動への転換期に当たる2027年度に地域指定種目クラブに加入した中学1年生（現小学６年生）が、中学校を卒業するまで同じ活動を継続できるよう、2027年度に設置した地域指定種目クラブは2029年度まで維持することを基本とします。

≪種目ごとの設定人数の下限の目安≫

１　団体種目においては、各種目の基本的なチームの人数の２倍を基本とします。
２　個人種目及び吹奏楽クラブにおいては、①集団活動としての教育的価値の確保、②欠席者が出ても活動を継続できる、③公費投入に見合う運営規模の観点から、設定人数の下限を１０人とします。
３　総合スポーツは、様々な種目に取組むことから、設定人数の下限を１５人とします。

種目	設定人数の下限	理由	種目	設定人数の下限	理由
サッカー	２２人	上記１の考え方による	野球	１８人	上記１の考え方による
バスケットボール	１０人	上記１の考え方による	ソフトテニス	１０人	上記２の考え方による
バレーボール	１２人	上記１の考え方による	卓球	１０人	上記２の考え方による
ダンス	１０人	上記２の考え方による	吹奏楽	１０人	上記２の考え方による
バドミントン	１０人	上記２の考え方による	総合スポーツ	１５人	上記３の考え方による
陸上	１０人	上記２の考え方による			